

【第 8 回機能性表示制度検討会資料】

2014年7月18日

農研機構 食品総合研究所 大谷敏郎

機能性表示や加工食品等に対する意見

① 報告書案 p.9【食経験に関する情報の評価】について

「全国規模で、機能性を表示する食品の摂取集団より広範囲の摂取集団において、同等以上の摂取量での、一定期間の食経験があること」

としているが、生鮮食品では、第5回の検討会において、品種、産地で品質の同一性が担保できるとの議論があった。そのような産地では、広範囲で多く食されている品目があり、それらは十分に食経験があると考えられるので、全国規模で、とする必要はないと考える。

② 機能性表示の表現に関して

前回の検討会で、以下の機能性表示例を提出した。今回の制度は自主表示を基本としており、消費者庁や厚生労働省が的確な表示例を示したり、表示の可否が事前にわかるような仕組みを示さなければ、生鮮食品、加工食品の生産者をはじめ、今回の制度を活用しようとする事業者が混乱することが予想される。そのため、事業者がスムーズな手続きができるような詳細なガイドライン（具体的な表示事例や表示内容に関する事前相談窓口等を記載したもの）の作成を消費者庁、厚生労働省に強く要望する。

（以下は第7回検討会提出資料）

生鮮食品の想定される表示例

品目【機能性成分】(品種名等)	想定される機能性表示
温州みかん【β-クリプトキサンチン】 (5月2日第5回検討会 農林水産省提出資料より)	β-クリプトキサンチンを含み、骨の健康を保つ食品です。更年期以降の女性の方に適しています。
大麦【β-グルカン】(ビューファイバー、キラリモチ) *	本品はβ-グルカンを含み、糖の吸収を抑えることにより、正常な血糖値の維持に役立ちます。
ほうれんそう【ルテイン】(寒締め栽培) *	本品はルテインを補い、目の健康維持に役立ちます。

* 現在進行中の機能性農林水産物のヒトでの効果を検証するプロジェクト（農研機構）の中で、ヒト介入試験を実施して効果を検証中。

加工食品の想定される表示例

品目【機能性成分】(品種名)	想定される機能性表示の例
緑茶【メチル化カテキン】(べにふうき) (5月2日第5回検討会 農林水産省提出資料より)	本品はメチル化カテキンを含んでいるため、 花粉が気になる方の目や鼻の調子を整えます。
豆乳【β-コングリシニン】(ななほまれ) *	本品はβ-コングリシニンを含んでいるため、 遊離脂肪酸を減らす働きにより、正常な中性脂肪の値の維持に役立ちます。
ダツタンそば【ルチン】(満天きらり) *	本品はルチンを含み、 正常なコレステロール値の維持に役立ちます。

* 現在進行中の機能性農林水産物のヒトでの効果を検証するプロジェクト（農研機構）の中で、ヒト介入試験を実施して効果を検証中。

③ 【未成年者や妊産婦の表示について】

生鮮食品に類する一部の加工食品の場合、有効成分だけを摂取することが目的ではなく、その他栄養成分等も含めて、食事バランスを整えるという大きな意味を持っている。従来から食されている生鮮食品に類する一部の加工食品においては、食経験が十分にあり未成年者、妊産婦などにも積極的に食べて頂きたいと考える。「未成年者、妊産婦（妊娠計画中の者を含む。）及び授乳婦を対象としたものではない旨との表示」を行うことにより、未成年者、妊産婦、授乳婦などが機能性の表示された一部の加工食品の摂取を控える、という誤解を生じさせる可能性がある。

そこで、生鮮食品に類する一部の加工食品（牛乳、ヨーグルト、緑茶など）を含めて、「未成年者、妊産婦（妊娠計画中の者を含む。）及び授乳婦を対象としたものではない旨の表示（生鮮食品等を除く。）」として頂きたい。

④ 本制度にかかる食品の名称について

本制度での名称には、「健康」の文言を使わないことになっているが、それでは本制度の趣旨がまったく反映されないと考える。「健康」を使えるようにしてはどうか。名称としては、「健康機能性食品」としたらどうか。食品の中でも健康に関する機能性を訴求した食品との意。

⑤ 報告書案添付 資料2「容器包装への表示による情報開示(主要項目)」(イメージ)
について

安全性の項目において、飲み合わせや過剰摂取に関する注意喚起は重要と考えているが、「医薬品を服用している者は医師、薬剤師に相談した上で摂取すべき旨」、「体調に異常を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨」の記載については、生鮮食品の場合、通常販売されているものをブランド化して機能性表示することが想定されているため、機能性表示された生鮮食品だけではなく通常販売されている生鮮食品にも当てはまる事象なので、機能性表示された生鮮食品にのみ表示を義務化するの是不適当ではないかと考える。

以上